

令和7年度第1回埼玉県少子化対策協議会議事録

日時:令和7年7月8日(火)

10:00~11:30

方法:Teams

1 開会

2 挨拶

埼玉県福祉部 こども政策局長(尾崎局長)

埼玉県こども政策局長の尾崎でございます。

本日はお忙しい中、令和7年度第1回埼玉県少子化対策協議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。本県の少子化対策や、子育て支援策に、御理解と御協力を賜りまして、この場をお借りし、厚く御礼申し上げます。

さて、県では、令和7年3月に「埼玉県こども・若者計画」を策定し、計画において定める将来像である埼玉県の「こどもまんなか社会」の実現に向けて、取組を推進しています。

多くの市町村でも令和7年度を始期とした市町村こども計画を策定したと伺っており、同様に、「こどもまんなか社会」の実現に向けて取組んでいることと思います。

こども基本法やこども大綱では、こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、その方々の意見を聞いて政策に反映することとされております。

県では昨年度より実施している「さいたまけん★こどものこえ」に加え、こどもが県政に対して意見を述べる「埼玉県こども会議」を新たに始めました。これらの取組を通じ、共に社会を作るパートナーであるこどもたちの意見に耳を傾け、今後の取組に生かして参りたいと考えております。

本日の会議では、県が行うこども・子育て支援事業等についての説明や情報共有をさせていただきます。また、働き方の見直しなど、こどもを産み、育てやすい環境づくりも重要であることから、県の雇用担当部局から、県が行う働き方改革推進の取組についても、御紹介をさせていただきます。

本日の機会を通じて、市町村の皆さんと課題意識を共有し、今後の県民サービスの一層の向上に努めていきたいと考えております。

各市町村の皆様におかれましても、庁内への情報共有などにより、よりよい施策の検討や実施を進めていただきますと幸いです。

本日の協議会におきましても、皆様から積極的に御意見や御質問いただければと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

3 議題

議題(1)令和7年度における少子化対策協議会の運営について

こども政策課 政策推進担当 関根主幹から説明

埼玉県少子化対策協議会は、埼玉県と県内の市町村が連携し、少子化対策を検討することを目的として、毎年度定期的に開催をしており、特定の事項の調査及び検討を行う場として、ワーキンググループも併せて開催をしています。

昨年度につきましては、「待機児童対策協議会」、「子育て支援ワーキング」、「結婚新生活支援事業ワーキング」の3つについて開催をいたしました。

今年度につきましても、資料のとおりワーキンググループの開催を考えておりますので、開催の際には御協力をお願いいたします。

議題(2)放課後児童対策について

こども支援課 放課後児童クラブ担当 新田主幹から説明

本県の放課後児童クラブの状況について、簡単に説明をさせていただきます。

本県では、令和6年度放課後児童クラブが 2,112 単位、前年度に比べて 97 支援単位増えております。

登録児童数も82,787人で、前年度比 3,770 人増えているところです。

登録児童も増えておりますが、待機児童も増えておりまして、令和6年度で2,132人、前年度比251人の増となっております。

放課後児童クラブ、登録児童数ともに過去最高を更新しているものの、待機児童数も増え続けており、その対策は喫緊の課題となっております。

放課後児童クラブの運営費や整備費に関する補助金については、例年どおり実施したいと考えております。

今回の協議会では、令和6年度、7年度の新規事業をベースにお話をさせていただきます。

資料2-1「放課後居場所緊急対策事業」を御覧ください。

本県では令和6年度から実施している事業でございます。

本事業は、上段事業の目的にあるとおり、放課後児童クラブの利用申請をしたにもかかわらず、利用できない児童、いわゆる待機児童の受け皿や多様な居場所を確保する観点から、放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの間の緊急的な措置として行われている事業です。

具体的には、待機児童が10人以上いる市町村において、児童館、公民館、塾、スポーツクラブなどに専門のスタッフを配置し、入退館の把握や見守り活動を行い、放課後のこどもの居場所を提供する事業です。

緊急的な待機児童対策として行うので、放課後児童クラブとは違う形で受け皿を確保するものです。

事業の概要につきましては、資料の2-1、事業の概要及び、実施主体等を御覧いただき、詳細については、説明は割愛させていただきます。

令和6年度については、1市で活用いただき、令和7年度については、3市で活用いただくと見込んでおります。

放課後一度も家に帰らず、ランドセルを持ったまま児童館に来る、いわゆるランドセル来館事業でも活用できる事業なので、放課後児童クラブの待機児童が10人以上いる市町村におかれては、ぜひ活用をお願いしたいと思います。

続いて資料2-2、「放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業」について説明を申し上げます。

国では、令和6年度補正予算、「放課後児童クラブ職員確保・民間事業者参入支援事業」を立ち上げ、令和7年度に予算が繰り越されております。

事業の概要にあるとおり、この事業は、放課後児童クラブの待機児童を解消する目的で、放課後児童クラブに勤務する職員を確保するため、事業の魅力発信を向上させる、先駆的な取り組みや、新たに民間事業者による放課後児童健全育成事業への参入を促進するものです。

次のページでは、本事業を活用して、今年度、埼玉県で実施する予定の事業でございます。

大きく分けて4つ予定をしております。

1つ目は、「放課後児童クラブスタートブック」の作成でございます。

こちらは、放課後児童クラブの運営をしたことがないスポーツクラブや塾等民間事業者が、放課後児童健全育成事業に参入しやすくなるよう、放課後児童クラブの設置、運営に必要な基準等をまとめた冊子を作成するものでございます。

この事業で想定している民間事業者は、公立の放課後児童クラブの運営を受託するものではなく、民立民営として、放課後児童クラブの運営を行っていただくことを想定しております。

2つ目は、「放課後児童支援員魅力発信動画」の作成でございます。

こちらは、放課後児童クラブの日常や放課後児童支援員のやりがいなどをまとめた動画を作成しようとするものです。

作成した動画については、民間事業者やシルバー人材センター、就職フェアなどの機会をとらえて使用していきたいと考えております。

現在、放課後児童支援員に事前のインタビュー等をさせていただいており、各市町村担当課におかれましては、引き続き御協力をお願いいたします。

3つ目は、「シルバー人材センター訪問事業」でございます。

職員確保の上で、シルバー人材センターとの連携を欠かすことができないものであり、県として新たな担い手を確保ができるよう、取り組むものでございます。

4つ目は、「放課後児童支援員等就職フェア」の実施でございます。

今年度は、県内東西南北及びさいたま市の5ヶ所で、放課後児童クラブで働きたい方と、放課後児童クラブを結ぶ就職フェアを実施したいと思っています。

この後、出展希望の放課後児童クラブを調査するために、各市町村を通じて調査をさせていただこうと思

いますので、御協力をお願いいたします。

現在のところ、第1回を9月14日クレア鴻巣、第2回を9月21日与野本町コミュニティーセンター、第3回を9月28日ウェスタ川越、第4回を10月5日東川口駅前行政センター、第5回を10月26日サンシティホール、いずれも日曜日になりますが、想定をしております。

出展者の募集に加えて、就職フェアの広報についても、皆様の御協力をいただければと思っております。

最後に資料2-3の「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」についてです。

昨年度、第3回少子化対策協議会でも説明いたしましたが、埼玉県では令和7年度の予算で、「朝のこどもの居場所づくりモデル事業」を実施しております。

本事業は、こどもの小学校入学に際して、保育所の預かり時開始時間と小学校の登校時間の差により、保護者等が働き方を変えざるをえない状況になること、いわゆる、朝の小一の壁を解消するため、朝のこどもの居場所を整備する市町村に対して経費を補助しようとするものです。

すでに報道されておりますとおり、令和7年6月から、志木市で1校、本事業を活用したモデル事業を実施していただいております。

また、行田市においても実施に向け検討いただいているところです。

まだ実施されていない市町村において、今後、朝のこどもの居場所づくりを検討されている場合には、ぜひ、本モデル事業を活用、検討いただきたいと思いますので、個別に御相談いただければと思います。

議題(3)低年齢児保育促進事業について

こども支援課 保育政策担当 新井主査から説明

低年齢児保育促進事業、主に一歳児担当保育士雇用費の令和7年度改正点について説明させていただきます。

まず、低年齢児保育促進事業では一歳児担当保育士雇用費の現行の事業概要についてです。

一歳児担当保育士について、国が定める保育士配置基準は、児童6人につき1人であるが、児童4人につき1人として配置した場合に、その加配にかかる経費を補助する県単独補助事業となっております。補助単価は児童1人あたり月2万円となっております。対象施設は私立保育所、私立認定こども園(保育所型、幼保連携型)となっております。

補助対象が、現行の要綱上、保育士、保育教諭となっておりますが、運用上は看護師と保健師も対象としております。令和7年度の予算額としては5億7,107万6,000円となっております。

次に、令和7年度の改正点についてです。

こちらですが、改正点案となっておりますが、こちらの内容で改正の方向で動いております。

要綱が改正され次第、改めて皆様にお知らせいたしますので、まず改正点案として説明させていただきます。

改正点1点目、みなし保育士についてです。

令和7年度から、一歳児担当保育士雇用費及び乳児途中入所促進事業の対象保育士として認めるものの範囲を拡大いたします。

改正後は、幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭、保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者として、保育所等で保育業務に従事した期間が十分にある者(常勤で1年相当程度)、家庭的保育者、子育て支援員研修(地域保育コース(地域型保育))を修了した者、准看護師を1歳児担当保育士等として認めます。

また、こちらのみなし保育士ですが、無条件に認められるものではなく、必要保育士等数の3分の2以上の保育士が、各時間帯に配置されるよう留意する必要がありますので、御注意ください。

さらに、看護師、保健師、准看護師については、1名に限って保育士とみなすことができますが、乳児の数が4人未満である保育所等については、子育てに関する知識と経験を有する看護師、保健師、准看護師を配置し、かつ、当該看護師、保健師、准看護師が保育を行うにあたって、保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない条件があるので、こちらも留意する必要があります。

これらの詳しい留意事項については、今後、改正される交付要綱及び実施要綱を御確認ください。

なお、こちらのみなし保育士の範囲の拡大については、障害児保育事業は対象外となります。

障害児保育事業の対象保育士は、保育士又は保育教諭を原則とする運用となります。

次に、2 一歳児担当保育士雇用費について、(1)補助単価についてです。

公定価格における1歳児配置改善加算を取得する施設の場合、現行補助単価1歳児1人につき2万円から1歳児配置改善加算の単価(「その他地域」区分の単価)を減じた額を補助単価とする案で検討しています。

こちら、県内各市町村一律で「その他地域」区分の加算単価を差し引くというものです。

公定価格の地域区分が高い和光市であっても、「その他地域」区分の加算単価を差し引く方法となります。かねてより、県下一律でこの市町村であっても、2万円の単価を設定していたことに加えて、現行より補助水準を落とさないための措置となります。

公定価格における1歳児配置改善加算を取得しない施設の場合は、従前通とおり、1歳児1人につき2万円を補助単価とします。

続きまして、(2)補助要件になります。

以下のいずれの要件も満たす場合に補助を行います。

ただし、令和7年度途中に要件を満たした場合は、4月1日に遡り、補助要件を満たしたものとして扱います。

要件としては、i 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3のいずれも取得していること。ii 業務においてICTの活用を進めており、以下の①及び②～④のいずれか1つの機能以上の機器を導入し、業務に活用していることとなっております。

なお、県独自の補助要件がありまして、国の加算要件の「(3)職員の平均経験年数10年以上」の早期達成が困難であることを踏まえて、要件「(3)職員の平均経験年数10年以上」は免除して補助を継続します。

また、令和7年度途中に、i 処遇改善等加算の区分1、区分2及び区分3の要件と、ii ICTの活用の導入、こちらの要件を満たした場合は4月1日に遡り、補助要件を満たしたものとして取り扱います。

詳しい内容、確定した内容については、今後、改正される交付要綱及び実施要綱を確認いただければと思います。

また、こちら低年齢児保育促進事業については要綱が改正され次第、改めて市町村担当者向けの説明会を開催する予定としておりますので、日程等決まり次第御連絡させていただきますのでどうぞよろしくお願いいたします。

議題(4)障害児保育事業について

こども支援課 保育政策担当 新井主査から説明

県の障害児保育事業の廃止に伴い、市町村における障害児保育事業の実施について、改めてお願いをし、御説明をさせていただきます。

昨年度から県単独補助事業として実施している障害児保育事業については、令和7年度までの事業とし、令和8年度に廃止することを御説明しているところです。

現在、県が実施している障害児保育事業につきましては、保育所等において、中度・軽度の障害児3人につき1人の保育士を加配した場合に、児童1人あたり月額4万円を補助しており、その財源の内訳は県2万円、市町村2万円となっております。

一方で、障害児保育の加配に係る経費については、国から市町村へ、地方交付税として、令和6年度は障害児1人当たり約163万円、月額に換算すると、約13万5,000円の財源措置がなされております。

本県では、長らく県単独補助事業を実施してきましたが、この事業については、各市町村が地方交付税の財源を活用し、保育所等の実情に応じて事業を行うべきであるとの財政当局からの指摘等もあり、昨年度の庁内検討の結果、実施は令和7年度限りとし、令和8年度より廃止することといたしました。

今後は、各市町村において、令和8年度以降もこれまでどおり、障害児の受入れが可能となるよう、地方交付税の財源を活用した市町村単独補助事業の実施及び拡充をお願いしております。

この件につきましては、方針決定以降、既に県から、各市町村の保育担当課及び財政担当課に対して、繰り返し説明をさせていただき検討をお願いしているところです。

また、7月2日に開催された、市長会役員会では、出席された市長に直接説明を行い、終了後に全市へ資料提供をさせていただいております。

さらに、7月4日に開催された町村会役員会においても、資料提供をさせていただき、役員会終了後に全町村へ展開をしております。

なお、国からも通知が発出されてまして、障害児保育に要する経費については、地方交付税措置がされていることとなっており、障害児2名に対し保育士1名の配置を標準として、障害のあるこどもの状況等に応じて適切に職員を配置し、障害児保育を推進するよう求められています。

県単独補助事業のみ実施している一部の市町村では、令和8年度以降も障害児への支援が継続できるよう、市町村単独補助事業の検討が進められていると伺っております。

令和7年の5月に実施した調査結果です。調査の御協力ありがとうございました。

参考ではございますが、市町村単独補助を実施していない、いわゆる県事業の裏負担のみ実施している

市町村が10自治体ありました。

保育団体や県議会からも、「全ての市町村において、令和8年度以降も、障害児保育事業が実施できるよう、県は市町村をしっかりと支援して欲しい」との御意見をいただいています。

県内全ての市町村が、地方交付税を活用した障害児保育に係る市町村単独補助事業を実施できるよう、引き続き、あらゆる機会を通じてお願いしていきたいと考えていますので、各市町村におかれましては、令和8年度以降も円滑に障害児保育事業を実施するため、新たな事業制度の検討や予算要求など、令和8年度に向けた御対応をよろしくお願いいたします。

事前に御質問いただきました件について、回答させていただきます。

1つ目、「交付税基準額：児童1人あたり年1,633,601円について、この金額の算定方法や根拠を示して欲しい」という御質問についてです。追加で資料を送らせていただいております、「令和6年度普通交付税、地方特例交付金及び臨時財政対策債発行可能額の改正点及び注意点(市町村分)」という、総務省が年1回更新しているもので、令和7年度分についてはこれから公表される予定です。こちらに金額の算定方法や根拠が掲載されていますので御参考ください。

2つ目の御質問についてです。

「県内の各自治体において、今後どのような対応予定か、要綱等の策定状況について伺いたい」という御質問について、お答えいたします。

令和7年5月に調査した調査結果を参考につけております。こちらに県内の各自治体の今後の予定や対応状況などが掲載されていますので、参考にしていただければと思います。

議題(5)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)について

こども支援課 保育政策担当 新井主査から説明

こども誰でも通園制度について説明させていただきます。

5月16日に行われた国の会議の、都道府県担当者向けの資料になります。

こども誰でも通園制度、乳児等通園支援事業は資料の赤枠の部分が対象者の事業になります。

本格実施に向けたスケジュール資料下部に記載されていますが、令和7年度現在、法律上制度化されており自治体の判断において実施する事業となります。

令和8年度については、法律に基づく新たな給付制度となりまして、全自治体で実施いただくというスケジュールになっております。

今年度は、子ども・子育て支援交付金を使って、事業を実施していただいている市町村、ニーズがある市町村について実施していただいています。

令和8年度については、給付化に向けた制度の構築を国の方で行っているところになりまして、公定価格の設定等をしているところです。

資料下部では、こども誰でも通園制度実施割合は自治体100%(令和8年度)を目指しているという目標を国は掲げています。

令和7年度の子ども・子育て支援交付金で実施している事業の一覧になります。

こども誰でも通園制度の人員配置、設備運営基準等になります。こちらも御参考いただければと思います。

本格実施に向けた準備としまして、令和8年4月より、こども誰でも通園制度はすべての市町村において実施していただく必要がございます。

資料のピンク色の部分が市町村にやっていただくところになりまして、①から⑧の手続きが必要になります。

本格実施へ向けたスケジュールになります。左が国で、右側自治体、市町村にやっていただくこととなります。令和7年の5月時点のスケジュール案になりますので、今後変更される可能性があります。

今後のお願い事項になります。こども誰でも通園制度は、令和8年度から全市町村においてニーズがあれば実施いただくことが必要になります。予算の確保をしていただき、予算がないということがないようにお願いします。

本格実施に向けて、こども家庭庁から配信情報の共有は、県からしております。

都道府県主催の行政説明会の実施等について、7月10日木曜日午後1時30分から、埼玉県主催で実施し、こども家庭庁の職員も同席予定ですので、ぜひ御参加いただければと思います。

「(誰通)R7年度事業開始までの準備業務」は、札幌市が、事業開始までにどのように準備をしたかという資料になりますので、参考にしてください。

議題(6)児童福祉法等改正に伴う保育所等の職員による虐待に関する通告義務について

こども支援課 保育政策担当 平野主査から説明。

令和7年4月に児童福祉法が改正され、保育所等の職員による虐待について、改正前から法に位置付けられていた児童養護施設等の職員による虐待と同様の規定が設けられました。

具体的な改正内容としては、虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の、都道府県知事または市町村長への通告義務や、所轄行政庁の通告等の内容についての調査や、安全な生活環境を確保するための必要な措置を行うことが挙げられます。

当改正については、令和7年10月1日から施行されます。

次に、対象の施設ですが、資料に記載してあるとおりになります。

所轄行政庁が、市町村長の施設につきましては、2対象施設の記載のある放課後児童健全育成事業や家庭的保育事業等、各市町村で通告の対応が必要になります。

認可外保育施設に係る通告の対応などにつきましては、権限移譲の可否や事業量について調査させていただいてるところです。

調査結果については、後程説明させていただきます。

次に、今後の対応につきましては、国が令和7年夏頃に保育所等の虐待対応に係るガイドラインを策定すると聞いておりますので、発生時の対応方法について、追って説明いたします。

なお、参考に、その他に記載しましたが、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律、いわゆる認定こども園法や学校教育法でも児童福祉法と同様に、幼保連携型認定こども園や幼稚園について同様の規定が設けられております。

こども支援課 友田副課長から説明

認可外保育施設に係る通告の対応について、資料6、2対象施設に、認可外保育施設に係る一般通告の対応等については、権限移譲の可否や、事業量について調査を行っていますとありますがここについてお話ししたいと思います。

先日は権限移譲の意向調査に御協力いただきましてありがとうございました。

まずは今回の調査の背景について御説明したいと思います。

本県では、認可外保育施設の指導監督権限を県内すべての市町村に権限移譲しております。

今回の権限移譲の意向を確認させていただいた事務は、事前のこども家庭庁の説明によれば、施設の指導監督権限と密接に関連した事務と考えられます。

県としても指導監督権限が市町村で、虐待等の通告対応を行うのは県と、行政庁が異なると迅速な対応が難しいと考えております。

そこで、まずは市町村の意向調査をさせていただきました。意向調査で、権限を受けられると回答いただいた市町村もあった一方、権限を受けられないと回答いただいた市町村もありました。

権限を、受けられないと御回答いただいた市町村には理由を聞いておりますが、人員不足、制度に対する知識不足、対応への経験不足というようなことが挙げられておりました。

県としては、保育所等は市町村と協力して県が主体として、保育士の虐待等に対応したいと考えておりますが、認可外の保育施設については県の方で日頃指導等を行っていないことや、施設関係の書類などを一切持っていないことを踏まえると、県で事実上対応するのが難しいと考えておまして、市町村に主体的に対応いただくことが必要と考え、県からの権限の移譲をお願いしたところでございます。

今後国から示される対応ガイドラインを踏まえて、具体的な対応を整理するとともに必要な支援は県としても当然行いたいと考えておりますので、権限移譲について受けられないと回答いただいた市町村におかれましては、再度検討いただければと思います。

議題(7)ベビーギフトの申請期限変更の際するフォローアップについて

こども支援課 こどもの居場所担当 若林主幹から説明

ベビーギフトに関して御案内のとおり、事業廃止に伴いまして、令和7年1月1日まで出生のお子様につきましては、通常どおり1歳の誕生日の前日までを申請期限としておりますが、令和7年1月2日から令和7年3月31日出生のお子様につきましては、一律で令和7年12月31日までを申請期限としております。

現在フォローアップの手順は県から市町村へ、出生より6か月後の申請書リストを送付して、市町村はその

リストをもとに、未申請者のリストアップをした上で、2か月かけて電話、お知らせ、郵送などのフォローアップを実施していただいております。またフォローアップの実績を毎月15日に指定の集計表にて提出していただいております。

申請期限が変更になる場合につきましても、フォローアップの実施時期、実施期間につきましても、これまで同様、例年通とおりのスキームで実施をお願いいたします。

従いまして最後のフォローアップの対象者である令和7年3月生まれの申請者リストを9月に送付させていただきますので、市町村におかれましては通常どおりのスキームでフォローアップを実施していただき、令和7年12月15日までに報告をお願いいたします。

この報告を当事業の最後の報告とさせていただきます。

議題(8)地域少子化対策重点推進交付金について

こども政策課 政策推進担当 関根主幹から説明

地域少子化対策重点推進事業は、ライフデザイン・結婚支援重点推進事業、結婚支援コンシェルジュ事業、結婚・妊娠・出産、子育てに温かい社会づくり・気運醸成事業があり、資料に記載されているような自治体の事業に補助されます。

地域少子化対策重点推進事業は令和7年度より、過年度の交付金対象であった継続事業におけるステップアップ要件の緩和や、セミナーを実施する際の講師等への諸謝金の対象経費上限撤廃など、要件が緩和され使いやすくなりました。

続きまして、19ページを御覧ください。

結婚新生活支援事業は、結婚に伴う新居の家賃や、引越し等の新生活の費用を補助するものでございます。

経済的な理由により、結婚に踏み出せない方々を支援することを目的としており、夫婦ともに39歳以下、かつ世帯所得500万円未満の新婚世帯を対象に、60万円を上限に補助を行います。

都道府県主導型市町村連携コースと一般コースの2つのコースがあり、連携コースに参加した場合は、市町村への補助率が2分の1から3分の2となります。

埼玉県は連携コースの要件を満たしているため、県内の市町村は連携コースに参加することが可能でございます。

次のページを御覧ください。

今年度も令和6年度と同様に、連携コースの事業として、オンラインによる結婚相談と結婚支援コンシェルジュを実施しています。

2つの事業を通じて、恋たまのサービスの充実を図ります。

連携コースに参加している市町村におかれましては、出張相談会の実施や、ボランティアの選定、選定したボランティアの研修受講、ボランティアによる相談を実施していただく必要がございますので、御協力をよろしくお願いいたします。

今年度より連携コースの要件に、協議会に都道府県の産業労働担当部局の参加が要件となりました。この後、産業労働部雇用・人材戦略課より、埼玉県の働き方改革の推進施策について説明をいただきます。

来年度の都道府県主導型市町村連携コースの実施要件につきましては、まだこども家庭庁から示されておりません。情報が入りましたら速やかにお伝えをさせていただきます。

なお、本事業は少子化対策、経済的な不安の軽減を主な目的としております。

県民の方から、県宛に「〇〇市では、結婚新生活支援事業の補助金は実施していますでしょうか」との問い合わせが、年々増加をしております。

結婚をしようという若い世代への経済的応援が、非常に大事となっておりますので、ぜひ積極的な活用を御検討いただければと思います。

こども家庭庁及び県の予算しだいではございますが、申請事業の追加変更についても受け付けています。

御不明な点などございましたら、こども政策課政策推進担当まで御相談ください。

議題(9)埼玉県の働き方改革推進施策について

雇用・人材戦略課 働き方改革推進担当 大蔵主幹から説明

資料の説明に先立ちまして、当課の立ち位置など簡単に御説明させていただきます。

この4月に県内企業の人手不足対策をさらに推進する体制を整備するために、雇用支援と就業支援を行

っている産業労働部の3つの課を再編いたしまして、主に企業目線で人手不足対策を推進する雇用・人材戦略課、それから労働者目線で就業支援を推進する就業支援課の2課が設置されました。

雇用・人材戦略の中でも、私ども働き方改革推進担当は、旧多様な働き方推進課の業務を引き継いでおりまして、県内企業の働き方改革の取組を支援して、多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくりを推進するという役割を担っております。

男性の育休取得推進や仕事と育児等の両立支援などを所管していることから、県が共働き・共育を推進していく上での産業労働部門におけるカウンターパートとしての位置付けになっておりますので、以後、お見知りおきいただけますと幸いです。

資料9を御覧ください。

埼玉県が行っている働き方改革推進の取組のうち男性育休と両立支援に関するものを1枚にまとめました。

先ほど主に企業目線で事業を行うという話をさせていただきましたとおり、企業向けのものが多くなっております。

左の方から順番に御説明いたします。

まず、働き方改革セミナーです。企業の経営者層や人事担当者等を対象に毎年テーマを変えて複数回開催しております。

男性育休については毎年必ず取り上げていて、男性の育休取得推進の意義や、誰もが働きやすい職場づくりのポイントについての講義のほか、先進企業の事例紹介なども行っています。

Zoomによるオンラインのみの開催で、後日オンデマンド配信も行っています。

今年度も、8月7日に開催しますので、市町村の方も御視聴いただけますので御興味ございましたらぜひお声がけください。

2つ目、企業へのアドバイザー派遣です。こちらは社会保険労務士など専門家を企業に派遣して、企業が抱える個別課題の解決を支援するものです。

就業規則などの規程周りの整備や、周りの従業員の理解や納得感を引き出すための仕組みづくりなど、企業のニーズに合わせて最大5回まで、アドバイザーの派遣を受けることができます。

3つ目、男性の育休取得の機運を醸成するために、「男性育休推進宣言企業」を募集しております。

こちらは男性育休の取得を推進する企業を登録し、企業が宣言した内容を県のホームページで紹介するもので、宣言内容も、例えば、「育児と仕事の両立ができるよう、パパを応援する会社を目指します」など様々なものがございます。

宣言いただいた企業には、会社に貼れるポスターやオリジナルデザインのトートバッグなどのPRグッズをお渡ししております。

4つ目、「男性育休推進員」によるアドバイスです。

こちらは男性が育休を取得しやすい職場づくりにこれから取り組もうと考えている企業に対して、先輩である、男性の育休取得実績がある企業の人事担当者の方などから、アドバイスを行うという事業でございます。

男性従業員の育休取得までに行ったことやそれに至るスケジュール、取組にあたっての工夫や苦労したこと、取得したことによる社内における効果などをお話しいただいています。ホームページの方から申し込むことができます。

労働者向けの支援としては、「仕事と生活の両立支援窓口」を運営しております。

子育てとの両立の中で仕事の継続にお悩みの方を対象に、相談員が電話などでお答えをしたり必要なサービスの提供窓口を御案内したり、役立つ情報を提供するものです。

相談員は民間企業で人事・労務の業務に従事した経験や、国の労働相談業務の勤務経験がある者が担当しております。

労働者支援という括りはしていますが、そういった従業員を抱える企業向けにも、職場研修の実施やセミナーにより普及啓発、アドバイザー派遣による具体的なフォローなども行っています。

こちらについては市町村の皆様にもお願いがございます。

資料にあるとおり、今年度、隔週の火曜日に夜間相談を開始しましたが、周知が行き渡っていない状況です。既に掲載いただいている市町村もありますが、各市町村のホームページ等で本相談窓口や夜間相談の開始についてお知らせいただくとともに、可能であればバナーなども貼っていただけると大変ありがたいです。よろしく御検討のほどお願いいたします。

資料の右側になります。

こちら企業向けの支援になりますが、令和6年度に男性の育児休業取得を積極的に支援する企業を表彰する「埼玉PX大賞」を創設しました。

これは単に男性の育休取得を推進するだけでなく、男性の育休取得を通じて、業務の分担や業務そのものの見直しを行ったり、効率化につなげたりといった組織に変革をもたらすことを期待して行っているものです。

資料中段に第1回の実施結果を掲載しております。

受賞者には知事公館で表彰式を行いました。

第1回の受賞企業は表のとおりですが、皆様の管内の企業はいらっしゃいますでしょうか。

大賞を受賞した小川町にあるセキネシール工業株式会社は、経営者自らが長期間の育休を取得することで企業に育休取得の文化を醸成して、半年に一度面談を実施することで職場環境の改善に取り組みました。

さらに、業務を細分化して、業務の達成度5段階で設定し、細分化と達成度の設定により社員のスキルアップにつなげるとともに業務の見える化を行うことを通じて、多能工化を可能とし、業務のバックアップ体制を整備したことが評価され、受賞に至りました。

その他の企業の取組については時間の関係で割愛させていただきます。

ホームページに掲載しておりますのでよろしかったら後で御覧ください。

こちらについても市町村の皆様にお願いがございます。

現在、第2回の埼玉 PX 大賞の候補企業を募集しております。8月29日が締め切りとなっております。

貴市町村の管内で男性の育休取得に積極的な企業がいらっしゃいましたらぜひ応募をおすすめさせていただきますようお願いいたします。

受賞企業にとっては自社のイメージアップにつながりますし、県としても、その他の企業への取組の普及や横展開を図っていく中で受賞企業を積極的に PR させていただきたいと考えています。ぜひ貴市町村から、次の受賞企業を出していただいて、一緒に PR につなげていければというふうに考えます。広報・周知の更なる御協力をよろしくお願いいたします。

議題(10)その他

(1)「はじめてばこプロジェクト」について

こども支援課 こどもの居場所担当 若林主幹から説明

テレビ埼玉が実施する「はじめてばこプロジェクト」について説明いたします。

各地方の地元メディアと電通が実施する、地域に生まれてきたすべてのこどもたちを祝福し、地域の未来を応援するプロジェクトです。協賛者からのプレゼントや特製グッズを詰め込んだ「はじめてばこ」を地域で生まれてきた赤ちゃんとその御家族にプレゼントする取組で、現在全国22エリアで実施されているものです。

本日御説明する趣旨でございますが、御案内のとおり、ベビーギフトをお届けする県の子育てファミリー応援事業につきましては、事業廃止となったところですが、生まれてきた赤ちゃんとその御家族へプレゼントをお送りするという意味で類似の取組である「はじめてばこプロジェクト」が、テレビ埼玉主催、コープみらいの協力により、令和8年度から開始されることとなりましたので、参考に御案内をさせていただき、市町村に御協力いただきたい部分もございますので説明させていただくものです。

この事業は令和8年1月から募集を開始して、令和8年4月から県内の赤ちゃんを対象に、「はじめてばこ」が届けられる予定です。

対象は埼玉県内に住民登録された生後1年以内のお子様で、保護者の申し込みよりお届けする仕組みです。あくまで、テレビ埼玉が行う事業です。

初年度は13,000個の「はじめてばこ」配布を予定しています。

事業実施に当たりまして、市町村の費用負担等ございません。

市町村に御協力いただきたいことは、事業のチラシ、ポスター等を各市町村にお送りするので、窓口などで、可能な範囲で新生児の御家族にお知らせください。

事業の補足になります。

簡単に御説明すると、まず「はじめてばこ」の中身ですが、例えば、食事グッズ、クーポン券、食品サンプル、特製アルバム等を予定しているところです。

申し込み方法は今後作成される Web サイトから行っていただく形になります。

赤ちゃんの本人確認は、申込時に必ず母子手帳の中にある出生届、届出済証明のページを写真に撮りまして応募フォームにアップデートしていただくことになります。

初年度配布数は13,000個を予定していて、予定数に達した段階で当該年度の配布は終了となります。
なお事業は次年度以降も継続される予定です。
問い合わせや苦情対応につきましては、主催者のテレビ埼玉において対応されます。
窓口につきましては、Web サイトやチラシ、ポスター等で今後案内される予定になります。

4 閉会